

西九州大学健康栄養学部紀要投稿要項

(平成26年8月8日制定)

〈資格〉

- 1) 本紀要に掲載される論文の投稿者は、西九州大学の助手以上（以下「本学部教員」という。）とする。その他の教職員及び学生は、本学部教員との共著であることを要す。
- 2) 共著者として本学部教員以外の者を含むことを妨げない。
- 3) 外部への原稿の依頼は、本学部職員の申請により紀要委員会で認めることができる。

〈投稿原稿の種類〉

本紀要の原稿は、論文、研究ノート及び資料等とし、いずれも他誌に未発表のものに限る。

- 1) 論文
独創的な内容で新しい知見や価値ある結論を含むもの。
- 2) 研究ノート
報文としては、まとまらないが、価値ある知見や結論を含むもの。
- 3) 資料
研究の成果を記録にとどめる価値のあるもの。また、調査・統計資料を解説・紹介するもので、価値ある知見を含むもの。
※投稿原稿の種類（総説、報文、研究ノート及び資料）を明記すること。
- 4) 外部に依頼した原稿。

〈原稿の受付〉

原稿は紀要委員会の委員長又は委員長が指定した者に提出する。

原稿提出日をもって受付日とする。

〈原稿の審査〉

- 1) 原稿は、紀要委員会が審査し、掲載の可否を決定する。また、査読者は複数とする。
- 2) 前項の審査は、原稿の受付順に行う。
- 3) 紀要委員会は、著者に対し原稿の字句について加除修正を求め、また、内容について、著者の修正を求めることができる。
- 4) 第1項及び第3項の場合において、紀要委員会が必要と認めたときは、紀要委員会構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 5) 審査の過程で返却された原稿については、再提出された日時順に審査を行う。
- 6) 紀要委員会で掲載が認められた日をもって原稿の受理日とする。

〈原稿の掲載順序〉

掲載の順序は、投稿原稿の種類（論文、研究ノート、資料）ごとに原稿受理の順位に従って掲載する。

〈原稿の形式〉

原稿は、和文または欧文とし、ワード及びPDFで作成して、プリントアウトしたもの3部及び電子ファイルを提出すること。その形式は、別に定める（投稿の手引き）に従うこと。

〈校正〉

- 1) 著者校正を原則として2回行う。なおこの際、印刷上の誤り以外の字句の修正、あるいは原稿になかった字句の追加は認めない。
- 2) 論文の題目、著者名の順序の変更・追加・削除は認めない。

〈発行後の論文の訂正〉

印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合は、正誤表を掲載する。

印刷の誤り以外の訂正・追加は、原則として認めない。ただし、著者の申し出があり紀要委員会が認めた場合に限り正誤表を掲載する。

〈別刷〉

別刷は、1論文あたり30部までは、無料とする。30部を超える分については、著者負担とする。

希望別刷数を投稿カードに明記すること。

〈著作権〉

本紀要に掲載された論文等についての著作権は、学校法人永原学園に属する。

(平成27年度2月25日一部改正)